

株式会社グリーンパワーインベストメント「下北風力発電事業環境
影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年4月15日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「下北風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県むつ市、東通村、横浜町及び六ヶ所村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 140,800kW(3,200kW×44基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年10月 3日
配慮書に対する経済産業大臣意見	平成26年12月26日
環境影響評価方法書受理	平成27年 3月 6日
方法書に対する経済産業大臣勧告	平成27年 7月31日
環境影響評価準備書受理	平成27年12月 4日
住民等意見の概要受理	平成28年 1月26日
青森県知事意見受理	平成28年 3月30日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日

問合せ先: 電力安全課 長村、高須賀、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社グリーンパワーインベストメント「下北風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

(1) 累積的な影響について

本事業の対象事業実施区域には、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められている区域が含まれていることに加え、これらの事業が隣接して実施されることで、騒音、動物及び景観等について累積的な影響が懸念されるが、準備書において、累積的な影響が考慮されておらず、予測及び評価がなされていない。また、本事業の計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣意見において、「本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について予測及び評価をすること。」と述べているにも関わらず、十分な対応がとられていない。

このため、早急な対応が不可欠であることを踏まえ、評価書までに、事業者間で協議・調整し、実現可能な事業の内容を検討するとともに、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮して予測及び評価を再度実施すること。その結果、重大な影響を回避又は低減できないことが明らかになった場合には、配置計画等の事業計画を見直すこと。さらに、累積的な影響の予測及び評価の結果並びにそれを踏まえた事業計画の検討の経緯及び結果について、評価書に記載すること。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により非常に多くの改変が行われ、現状計画では土工数量が著しく多いものとなっているとともに、切土が主体の計画であるために多くの残土が発生し、その処理のために、資材置き場、変電所用地、土捨場等として高大な盛土を作成し、これに伴って更に多くの森林を伐採するものとなっている。

このようなことから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される一方で、施設・道路に関する土工計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられる。

このため、以下の事項を念頭に、風力発電設備の設置位置、建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域等の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 既存道路をできる限り活用すること。
 - ② 発電設備の設置高や道路線形の見直しにより、切土量、盛土量の最小化を図ること。
 - ③ 切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えること。
 - ④ やむを得ず残土が生じる場合には、まずは、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、新たに土捨場等を設けて残土を処理する場合には、専門家の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。
 - ⑤ 希少な動植物の生息地・生育地や自然度の高い植生の改変を極力回避すること。
- (3) 上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。
- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、騒音等及び動物等の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。
 - ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
 - ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカやハイタカ等の希少猛きん類の生息・繁殖が確認されているほか、ガン・カモ類及びハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、ブレード塗装やシール貼付等の効果が認められた鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

また、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等から

の助言を踏まえて、供用後の飛翔経路の変化及びバードストライクの有無に係る事後調査を実施するとともに、バードストライクが確認される等、希少猛きん類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(2) バットストライクについて

コウモリ類の移動経路の遮断・阻害に関する影響予測について、風力発電設備のブレードの回転範囲に相当する高度を飛翔する可能性は低いため、影響は小さいと予測しているが、対象事業実施区域及びその周囲には重要なコウモリ類が多数確認されており、ブレード・タワー等への接近・衝突の可能性があることから、コウモリ類の事後調査の実施について検討すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。